

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場 所	相談日(受付時間)	電話番号
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	子育て相談員	キッズピアおおがき子育て支援センター 祝日を除く月曜日は子育て支援課 (専用電話相談)	年末年始を除く毎週火～日曜日、 祝日の月曜日 9:15～18:00 月曜日(祝日を除く) 8:30～17:15	0800-200-7114 (通話無料)
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	医師、臨床心理士、 教育相談員	教育総合研究所 (スイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 土 9:00～12:00 (来所相談は要予約)	74-6666
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、 非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (禾森町5-1458-10)	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは 3桁の番号)189
	子どもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など 子どもをめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩み ごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (スイトピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00～16:00 ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付) 47-8549
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月～金 9:00～16:00	81-4111 (内線) 2470
	女性の人権 ホットライン	DV、セクハラ、スーカー行為などの 女性をめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などの 相談に関する事	保健師、社会福祉士、 主任介護支援専門員 などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階)	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・夜間は、 携帯電話に転送)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166
				総合福祉会館(馬場町124)		(興文・東・西・南・横浜 田新・静里・横里・荒崎) 77-2255
				在宅福祉サービスステーション (今宿5-1-4)		(和合・三城・墨俣) 84-7111
				上石津老人福祉センター悠楽苑 (上石津町牧田4780)		(上石津) 48-0068
				お勝山ふれあいセンター (牧野町2-150-1)		(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
障がい者	障がい者生活支援センター (身体障がい者)	身体障がい者とその家族の ための相談、福祉サービスの 支援など	社会福祉士・身障相談 員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月～金 8:30～17:15 土 9:00～15:30 (日・夜間は携帯電話対応)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166 (興文・東・西・南・横浜 田新・静里・横里・荒崎) 77-2255 (和合・三城・墨俣) 84-7111
	柿の木荘 (知的障がい者)	福祉サービスの利用や就労 に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月～金 8:30～17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(上石津) 48-0068 (宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
	地域活動支援センター せせらぎ (精神障がい者)	日常生活の支援や日常的な 相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(北・中川) 82-1701
	人権擁護推進室	部落差別に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月～金 8:30～17:15	(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
外国人	ポルトガル語 による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 8:30～17:15	(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
	英語 による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～木 8:30～17:15	(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
	中国語 による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	金 9:00～17:00	(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536
	外国語人権 相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校で のいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 9:00～17:00	0570-090911 (全国共通ナビダイヤル)
	エイズ・梅毒相談 エイズ・梅毒検査	エイズ・梅毒に関する不安・心配 HIV抗体検査・梅毒抗体検査	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3:西濃総合庁舎)	(電話相談)月～金 9:00～17:00 (検査日:要予約・電話可) 第1・3火 8:45～10:15 第3火 16:45～17:45	73-1111 (内線) 275
人権全般	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00～16:00 奇数月第2水曜日 9:30～11:30 奇数月第3木曜日 13:00～16:00	47-8576 45-3111 62-3111
	人権相談 (常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員 法務局職員	岐阜県地方事務局大垣支局 (丸の内1-19)	月～金 8:30～17:15	0570-003-110 (みんなの人権110番 全国 共通ナビダイヤル)

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

人権Letter

No.31

令和5年8月
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

人権尊重のまちづくりをめざして ～「大垣市人権施策推進指針」を改定しました～



市では、平成20年3月に「大垣市人権施策推進指針」を策定し、5年ごとの改定を経た指針に基づき、人権尊重社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

令和5年3月には、社会環境の急激な変化に伴う人権問題の多様化・複雑化といった現在の状況に対応するとともに、市民の皆さんの人権に関する意識を反映させ、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「大垣市人権施策推進指針」の第三次改定を行いました。第三次改定版の推進期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

基本理念

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

人権施策がめざす基本的な方向

次の4つの方向に沿って人権施策を推進していくことにより、基本理念の実現を図ります。

- (1)人権感覚の醸成
- (2)一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
- (3)多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり
- (4)市民等との協働によるまちづくり

大垣市人権施策推進指針(第三次改定版)とその概要版は、市人権擁護推進室のホームページでご覧いただけます。皆様も、ぜひご覧ください。

※詳しくは市ホームページで

大垣市人権施策推進指針

検索



市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おおがき」などで募集した、心温まる「ちょっといい話」をお届けします。

素敵な贈り物

まだ子どもが生まれる前の妊娠していた時のお話です。

ある日、夫と一緒にお米や野菜を買いに出かけました。お店で会計を済ませ、二人で荷物を詰めていたところ、「余計なお世話かもしれないけど…」と、見知らぬご婦人から声をかけられました。

「なにが悪いことしたかな…」と身構えていたところ、「元気な赤ちゃんを産んでね。」と購入したばかりであろうかぼちゃを丸一つ、私たちに手渡してくださいました。びっくりしたのと同時に、温かい言葉と突然のプレゼントに大変嬉しい気持ちでいっぱいになりました。

その後、無事元気な男の子が生まれました。今ではその妹も生まれ、賑やかな家族になりました。その時のご婦人には、今でも感謝しています。

浅草 K・Oさんより



大垣市人権のまちづくり懇話会委員のコメント

妊娠中の不安な日々の生活の中で、心温まるご婦人のやさしさは、ご夫婦にとってとても嬉しい出来事でしたね。お子様が二人になり、子育ての中でもきっと他人への心配り、やさしさを伝えていかれるでしょう。私たちも子育て世代を応援していきたいと思います。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています（寄稿先については4ページ下をご覧ください）。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。

SDGsと人権

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第29号で、SDGs（持続可能な開発目標）が人権に深く関わっていることを紹介しました。本号でも、目標と人権のつながりを紹介します。

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を実現しよう

発展途上国に限らず日本のような先進国でも、まだまだ女性に対する差別や暴力が問題になっており、その是正のために世界中でさまざまな取り組みが行われています。私たち一人ひとり、ジェンダー（社会的・文化的な性差）という枠にとらわれることなく、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

【目標の内容】

- ・全ての女性や女児に対するあらゆる差別及び暴力の撤廃
- ・政治・経済などでの意思決定における女性の参画及び平等なリーダーシップの機会確保
- ・ジェンダー平等促進のための適正な政策及び拘束力のある法規の導入 など

【関連する人権と条約等】

この目標に関わっている人権と、それを保障する条約・法律には次のものがあります。

- ・女性に対するあらゆる差別及び暴力の撤廃 [女性差別撤廃条約、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律]
- ・女性の参画及びリーダーシップの機会確保 [男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法]
- ・ジェンダー平等促進 [女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法] など

人権啓発広告塔をリニューアルしました

市では、市民のみなさんが人権に関心を持ち、人権意識を高めていただくために、人権啓発広告塔を市内17か所に設置しています。

令和4年度には、小泉町の広告塔板面を全面改修しました。

広告面には、人権意識を高めることに加え、市内各小学校が取り組んでいる人権教育学習を、広く市民に訴えかけることも目的として、児童考案の人権標語を掲げています。今回は市立川並小学校6年生児童作の標語を掲載しました。

掲載標語 「話す前 相手の気持ち 考えよう」
大垣市立川並小学校6年児童作品

多くの方に見ていただき、人権について考えるきっかけにしていきたいと思います。



人権創作劇による啓発が行われています

人権擁護委員は、こどもたちに人権の大切さを分かりやすく伝えるために、毎年、保育園や幼稚園、小学校などで、人権創作劇を上演しています。この創作劇は、人権擁護委員自らがセリフを考え、衣装やセット、小道具もすべて手作りを用意しています。

今年度は、7月までに三城幼稚園、安井保育園、みそぎ保育園で上演され、こどもたちは劇を見て、命や仲間の大切さについて学びました。劇の後には、人権イメージキャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんが登場し、ふれあいを深めました。



人権創作劇の様子



人KENまもる君と人KENあゆみちゃん

人権クイズ ～考えてみましょう～

人権クイズに挑戦してみましょう。（答えは、2ページにあります）



本人の了解を得ず、その人の性的指向※1や性自認※2等の秘密を他人にいいふらすことを何というでしょう？

「人権」ってむずかしい？
本当にそうでしょうか？

※1:どのような性別の人を好きになるか
※2:自分の性をどのように認識しているのか

- ① アンコンシャス・バイアス ② カミングアウト ③ アウティング